解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日移行期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

愛媛県松山市北持田町愛媛県教育会館内

財団法人愛媛県教員組合厚生財団

代表清算人　新川　雄也

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十二月二十四日沖縄県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

沖縄県うるま市字江洲三〇番地

うるま市江洲第二土地区画整理組合

代表清算人　温井　克吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

茨城県水戸市南町二丁目四番五四号

社団法人青藍館

代表清算人　山﨑　文治

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間満了により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

群馬県前橋市千代田町一丁目一二番四号

財団法人前橋市神明會館

代表清算人　福田　修輔

解散公告（第三回）

当組合は、総会の決議により福井県知事の認可を得て、平成二十五年十二月二十日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

福井県小浜市大谷第二四号二一番地

大谷生産森林組合

清算人　森　誠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十五年十二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

兵庫県神戸市長田区宮川町一丁目二六番地

医療法人社団坂牧眼科

清算人　坂牧　弓絃

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

広島県尾道市吉和西元町二四番三号

社団法人吉和太鼓おどり保存会

代表清算人　山本　正直

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二十五日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

愛媛県八幡浜市北浜一丁目一番一号

八幡浜市土地開発公社

代表清算人　橋本　顕治

配当公告

福岡県八女市本町五三番地

破産者　合資会社マルミヤ醸造

右の者に対する福岡地方裁判所八女支部平成二十三年（フ）第四二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四三九、三六八、九二三円

一、配当することのできる金額

金三四、五六五、五六二円

平成二十六年一月二十七日

福岡県久留米市中央町三八―六―三階　青翠法律事務所　破産管財人　富永孝太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市大原一五〇〇番地四四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齋藤　金男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

千葉県茂原市下永吉三三七番地三五

相続財産管理人　宝福　由幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市六崎一〇〇一番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　芳賀　好道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

事務所千葉県成田市花崎町八〇〇―六　丸喜ビル五階　弁護士法人リーガルプラス成田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮崎　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区生麦五丁目二一番、最後の住所横浜市鶴見区鶴見中央三丁目二八番九―三〇六号　被相続人　亡　山﨑　いく

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階

相続財産管理人　弁護士　深澤　詩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区砧五丁目一四六番地一、最後の住所神奈川県相模原市南区相模台一丁目一番一―一〇八号

被相続人　亡　宮崎　保之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

神奈川県伊勢原市伊勢原一丁目一六番八号

KOIZUMI BLDⅡ 二〇一号室

相続財産管理人　弁護士　仙波　史生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町金丸又た部三四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田中　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

事務所　石川県金沢市兼六元町三番一四号

野田政仁法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野田　政仁

第102期決算公告

平成25年12月25日

静岡市清水区築地町11番26号

清水食品株式会社

代表取締役　早川　巖

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	146	流動負債	1,051
当座資産	18	固定負債	1,608
その他流動資産	127	**負債合計**	**2,660**
固定資産	2,969	株主資本	456
有形固定資産	2,242	資本金	499
無形固定資産	0	資本剰余金	25
投資その他の資産	727	利益剰余金	△68
		別途積立金	75
		繰越利益剰余金	50
			△193
		純資産合計	**456**
資産合計	3,116	**負債・純資産合計**	3,116

（注）当期純利益　22百万円